

衆議院 厚生労働委員会 議 録 第 一 号

本国会召集日平成十五年九月二十六日(金曜日)
(午前零時現在)における本委員は、次のとおりである。

委員長 中山 成彬君	理事 熊代 昭彦君	理事 長勢 甚遠君
理事 野田 聖子君	理事 鍵田 節哉君	
理事 武山百合子君	理事 山井 和則君	
理事 福島 豊君		
理事 岡下 信子君	鴨下 一郎君	
理事 木村 義雄君	北川 知克君	
理事 後藤田正純君	佐藤 勉君	
理事 竹下 亘君	竹本 直一君	
理事 棚橋 泰文君	西川 京子君	
理事 平井 卓也君	松島みどり君	
理事 三ツ林隆志君	宮澤 洋一君	
理事 谷津 義男君	山本 幸三君	
理事 吉野 正芳君	渡辺 具能君	
理事 渡辺 博道君	家西 悟君	
理事 石毛 鏝子君	大石 正光君	
理事 大島 敦君	加藤 公一君	
理事 五島 正規君	佐藤 公治君	
理事 城島 正光君	三井 辨雄君	
理事 水島 広子君	池坊 保子君	
理事 榊屋 敬悟君	小沢 和秋君	
理事 山口 富男君	阿部 知子君	
理事 金子 哲夫君	山谷えり子君	
理事 川田 悦子君		

平成十五年十月二日(木曜日)

午後五時十分開議

出席委員

委員長 中山 成彬君	理事 長勢 甚遠君
理事 熊代 昭彦君	理事 山本 幸三君
理事 野田 聖子君	理事 山井 和則君
理事 武山百合子君	

第一類第七号

厚生労働委員会議録第一号 平成十五年十月二日

理事 福島 豊君	理事 小沢 和秋君
鴨下 一郎君	木村 義雄君
北川 知克君	倉田 雅年君
小西 理君	左藤 章君
竹下 亘君	左藤 勉君
棚橋 泰文君	谷本 龍哉君
中谷 元君	谷本 龍哉君
松島みどり君	西川 京子君
渡辺 具能君	宮澤 洋一君
石毛 鏝子君	家西 悟君
大島 敦君	大石 正光君
五島 正規君	加藤 公一君
高橋 嘉信君	城島 正光君
榊屋 敬悟君	池坊 保子君
阿部 知子君	山口 富男君
	山谷えり子君
厚生労働大臣	坂口 力君
厚生労働副大臣	谷畑 孝君
厚生労働大臣政務官	森 英介君
厚生労働大臣政務官	竹本 直一君
厚生労働委員会専門員	佐々木知子君
	宮武 太郎君
委員の異動	
十月二日	
辞任	補欠選任
岡下 信子君	倉田 雅年君
後藤田正純君	小西 理君
佐藤 勉君	中谷 元君
平井 卓也君	左藤 章君
三ツ林隆志君	谷本 龍哉君
佐藤 公治君	高橋 嘉信君
同日	
倉田 雅年君	補欠選任
	岡下 信子君

小西 理君 後藤田正純君
左藤 章君 平井 卓也君
谷本 龍哉君 三ツ林隆志君
中谷 元君 佐藤 勉君
高橋 嘉信君 佐藤 公治君
同日
武山百合子君が理事を辞任した。
同日
小沢和秋君が理事に当選した。
同日
理事宮腰光寛君九月二十五日委員辞任につき、その補欠として山本幸三君が理事に当選した。
九月二十六日
医療法の一部を改正する法律案(今野東君外十一名提出、第百五十一回国会衆法第五五号)
ゆとりのある生活の実現に資するための長期休暇制度の創設及び年次有給休暇の取得の促進に関する法律案(枝野幸男君外五名提出、第百五十四回国会衆法第四七号)
健康保険法等の一部を改正する法律案(枝野幸男君外七名提出、第百五十六回国会衆法第九号)
国民生活充実基本法案(武山百合子君外一名提出、第百五十六回国会衆法第三四号)
労働者の募集及び採用における年齢に係る均等な機会の確保に関する法律案(加藤公一君外二名提出、第百五十六回国会衆法第四二二号)
育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案(水島広子君外五名提出、第百五十六回国会衆法第四三三号)
障害者基本法の一部を改正する法律案(八代英太君外四名提出、第百五十六回国会衆法第四六号)

十月一日
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)
は本委員会に付託された。
九月二十九日
安定した公的年金制度の確立に関する意見書(北海道議会(第二一〇号))
安定した公的年金制度の確立に関する意見書(北海道留萌市議会(第二一一号))
安定した公的年金制度の確立に関する意見書(宮崎県都城市議会(第二一二号))
医薬品の一般小売店における販売に関する意見書(北海道議会(第二一三三号))
遺伝子組み換えイネと食品表示に関する意見書(札幌市議会(第二一四号))
医薬品の一般小売店における販売中止に関する意見書(北海道余市町議会(第二一五号))
医薬品の一般小売店における販売反対に関する意見書(青森県議会(第二一六号))
医薬品の一般小売店における販売反対に関する意見書(長野市議会(第二一七号))
医薬品の一般小売店における販売に関する意見書(愛知県豊川市議会(第二一八号))
医薬品の一般小売店における販売に関する意見書(愛知県尾西市議会(第二一九号))
医薬品の一般小売店における販売に関する意見書(愛知県木曽川町議会(第二二〇号))
医薬品の一般小売店における販売に関する意見書(愛知県美浜町議会(第二二二二号))
医薬品の一般小売店における販売に関する意見書(愛知県三好町議会(第二二三三号))
医薬品の一般小売店における販売に関する意見書(愛知県藤岡町議会(第二二三三号))

医薬品の安全性確保に関する意見書(滋賀県議会)(第二二四号)

医薬品の一般小売店における販売に関する意見書(京都府議会)(第二二五号)

医薬品の一般小売店販売に関する意見書(大分県議会)(第二二六号)

景気回復と雇用の拡大・安定確保に関する意見書(青森県議会)(第二二七号)

国民年金に関する意見書(北海道黒松内町議会)(第二二八号)

国民年金の改善に関する意見書(北海道芽室町議会)(第二二九号)

高額療養費の返還(償還)制度の改善に関する意見書(石川県松任市議会)(第二三〇号)

公的年金の安定給付に関する意見書(長野市議会)(第二三一号)

高額療養費の返還(償還)制度の改善に関する意見書(大津市議会)(第二三二号)

高額療養費の返還(償還)制度の改善に関する意見書(山口県秋穂町議会)(第二三三号)

国立病院の独立行政法人化にあたり、賃金職員の雇用継承と医療・看護体制、院内保育所の継続に関する意見書(福岡県田川市議会)(第二三四号)

国立病院の独立行政法人に伴う機能強化と医療・看護体制の拡充に関する意見書(宮崎県北川町議会)(第二三五号)

国立病院の独立行政法人化にあたり、賃金職員の雇用継承と医療・看護体制の拡充、院内保育所の継続に関する意見書(宮崎県都城市議会)(第二三六号)

骨髄バンク利用に関わる患者負担金への医療保険適用に関する意見書(茨城県日立市議会)(第二三七号)

次世代育成支援対策の充実にに関する意見書(北海道議会)(第二三八号)

JR採用差別事件の早期解決に関する意見書(北海道三石町議会)(第二三九号)

若年の雇用対策の拡充に関する意見書(北海道

芽室町議会)(第二四〇号)

障害者施策の充実にに関する意見書(大分県別府市議会)(第二四一号)

青年の雇用対策の拡充に関する意見書(北海道黒松内町議会)(第二四二号)

冬期雇用奨励制度の充実にに関する意見書(北海道議会)(第二四三号)

冬期雇用奨励制度の存続に関する意見書(北海道八雲町議会)(第二四四号)

年金の引き下げを行わず制度の改善に関する意見書(福島県鏡石町議会)(第二四五号)

年金の引き下げを行わず制度の改善に関する意見書(福島県棚倉町議会)(第二四六号)

年金給付額の据え置き等に関する意見書(甲府市議会)(第二四七号)

パートタイム労働者等の公正な処遇の実現に関する意見書(愛知県稲沢市議会)(第二四八号)

バカンス法の制定に関する意見書(大分県議会)(第二四九号)

被爆体験者医療受給者証における居住条件の撤廃に関する意見書(長崎県大村市議会)(第二五〇号)

老人高額医療費償還払い制度の改善に関する意見書(北海道黒松内町議会)(第二五一号)

老人高額医療費償還払い制度の改善に関する意見書(北海道芽室町議会)(第二五二号)

安定した公的年金制度の確立に関する意見書(新潟県柏崎市議会)(第二五八号)

医薬品の一般小売店における販売に関する意見書(金沢市議会)(第二六三号)

医薬品の一般小売店における販売に関する意見書(愛知県一宮市議会)(第二六四号)

医薬品の一般小売店における販売に関する意見書(愛知県南知多町議会)(第二六五号)

基礎年金の国庫負担割合の引き上げに関する意見書(神奈川県綾瀬市議会)(第二六六号)

基礎年金の国庫負担割合の早期引き上げに関する意見書(熊本県荒尾市議会)(第二六七号)

高額療養費の返還(償還)制度の改善に関する意見書(北海道白糠町議会)(第二六八号)

国立病院の独立行政法人化にあたり、賃金職員の雇用継承と医療・看護体制の拡充、院内保育所の継続に関する意見書(福島県須賀川市議会)(第二六九号)

高額療養費の返還(償還)制度の改善に関する意見書(埼玉県上尾市議会)(第二七〇号)

高額療養費の償還制度の改善に関する意見書(金沢市議会)(第二七一号)

国民健康保険事業に関する意見書(金沢市議会)(第二七二号)

高額療養費の返還(償還)制度の改善に関する意見書(三重県白山市議会)(第二七三号)

国立病院の独立行政法人化にあたり、賃金職員の雇用継承と医療・看護体制の拡充、院内保育所の継続に関する意見書(島根県広瀬町議会)(第二七四号)

骨髄バンク利用に関わる患者負担金への医療保険適用に関する意見書(山口県宇部市議会)(第二七五号)

JR採用差別事件の早期解決に関する意見書(北海道静内町議会)(第二七六号)

社会保険病院の削減計画を中止し、地域の医療の充実に求めることに関する意見書(静岡県松崎町議会)(第二七七号)

障害者施策の充実にに関する意見書(埼玉県吉川市議会)(第二七八号)

小児救急医療制度の充実にに関する意見書(愛知県一宮市議会)(第二七九号)

年金の引き下げを行わず制度の改善に関する意見書(福島県大柴村議会)(第二八〇号)

年金給付額の据え置き等に関する意見書(宮崎市議会)(第二八一号)

年金給付額の据え置き等に関する意見書(鹿児島県鹿屋市議会)(第二八二号)

パートタイム労働者及び有期契約労働者の適正な労働条件の整備及び均等待遇に関する意見書(神奈川県綾瀬市議会)(第二八三号)

パート労働者等の適正な労働条件の整備及び均等待遇に関する意見書(熊本県荒尾市議会)(第二八四号)

物価スライドによる年金引き下げに反対し、最低保障年金制度の創設に関する意見書(鳥取市議会)(第二八五号)

無年金障害者の救済に関する意見書(岩手県湯田町議会)(第二八六号)

幼保一元化と保育所運営費一般財源化に関する意見書(三重県白山市議会)(第二八七号)

若者が夢と希望をもてる総合的・抜本的な雇用対策に関する意見書(高知県芸西村議会)(第二八八号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

理事の辞任及び補欠選任

国政調査承認要求に関する件

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

○中山委員長 これより会議を開きます。

この際、去る九月二十六日の議院運営委員会における理事の各会派割当基準の変更等に伴い、理事の辞任及び補欠選任を行います。

まず、理事の辞任についてお諮りいたします。理事武山百合子君から、理事辞任の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中山委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

引き続き、理事の補欠選任についてお諮りいたします。

ただいまの理事辞任及び委員の異動に伴い、現在理事が二名欠員となっております。その補欠選任につきましては、先例により、委員長において指名するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中山委員長 御異議なしと認めます。

それでは、理事に

山本 幸三君

小沢 和秋君

を指名いたします。

○中山委員長 次に、国政調査承認要求に関する件についてお諮りいたします。

厚生労働関係の基本施策に関する事項

社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する事項

労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する事項

以上の各事項について、その実情を調査し、対策を樹立するため、小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等の方法により、本会期中調査を進めたいと存じます。

つきましては、衆議院規則第九十四条により、議長長の承認を求めたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中山委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○中山委員長 この際、坂口厚生労働大臣、森厚生労働副大臣、谷畑厚生労働副大臣、竹本厚生労働大臣政務官及び佐々木厚生労働大臣政務官から、それぞれ発言を求められておりますので、順次これを許します。坂口厚生労働大臣。

○坂口国務大臣 このたび、引き続き厚生労働大臣を命じられました。厚生労働行政の当面する諸課題につきまして、引き続き、委員長、委員各位を初め、国民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げる次第でございます。

本格的な少子高齢化の到来を控え、国民の安心や生活の安定を支える年金、医療、介護などの社会保障制度については、これを持続可能で安定的

なものとするため、不断の改革を行っていく必要があります。

私といたしましては、まずは、平成十六年の年金制度改正について、年内に成案が得られるよう全力で取り組んでまいります。具体的には、保険料負担の上限と給付水準の下限についての考え方を示した試算案をたたき台に、保険料負担と給付水準を具体的にどう設定するか、基礎年金国庫負担割合引き上げの道筋をどのようにつけるか、さらに、女性と年金をめぐる問題等の制度設計上の問題について精力的に議論を進め、長期的に安定し、将来にわたって国民の安心を確保できる制度の構築に向けて取り組みを進めてまいります。

感染症対策につきましては、国民の健康、生命を守るため非常に重要であり、特に、ことしの冬にかけては、重症急性呼吸器症候群、SARS等の感染症対策の充実を図る必要があると考えております。このため、今国会に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律案を提出したところであります。本法案の一日も早い成立をお願いいたします。

加えて、完全失業率が高水準で推移する厳しい雇用失業情勢にかんがみ、雇用の改善を図るべく、早期再就職の強力な促進、若年者雇用対策の充実等、雇用におけるセーフティーネットに万全を期してまいります。

このほか、現在急速に進行している少子化の流れを変えるため、待機児童ゼロ作戦の推進に加え、男性を含めた働き方の見直し等、政府、地方公共団体、企業が一体となった取り組みを進めるとともに、児童手当制度や育児休業制度の見直しを含めた対策について早急に検討し、強力に推進してまいりたいと考えております。

厚生労働行政には、このほかにも多くの課題が山積しております。私は、これら諸課題の解決に向けて全力を尽くしてまいりますので、委員長を始め、皆様方の一層の御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げる次第でございます。

ます。(拍手)

○中山委員長 次に、森厚生労働副大臣。

○森副大臣 このたび、厚生労働副大臣を拝命いたしました森英介でございます。

厚生労働行政は国民生活に密着した行政であり、私としては、国民の皆様がよりよい生活を送ることができるよう、国民の視点に立って、さまざまな課題に誠実かつ積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

厚生労働委員会の皆様方の御理解と御協力を得ながら、谷畑副大臣、竹本、佐々木両大臣政務官とともに全力で坂口大臣を補佐していく決意でございますので、どうぞよろしくお願いをいたします。(拍手)

○中山委員長 次に、谷畑厚生労働副大臣。

○谷畑副大臣 このたび、厚生労働副大臣を拝命いたしました谷畑でございます。

厚生労働行政と申しますのは、やはり一番生活にかかわる非常に大事な行政である、このように思っております。年金だとかあるいは介護保険、そしてまた五・三％から五・一％ということで失業率も改善いたしましたけれども、今後とも、セーフティーネットということで、雇用についてもしっかりと取り組んでまいりたい、このように思っております。

森副大臣、竹本、佐々木両大臣政務官とともに全力で坂口大臣を補佐してまいります所存でございます。どうぞ、委員会の先生方、温かい御理解と御指導をお願い申し上げます。ありがとうございます。(拍手)

○中山委員長 次に、竹本厚生労働大臣政務官。

○竹本大臣政務官 このたび、厚生労働大臣政務官を拝命いたしました竹本直一でございます。どうかよろしくお願いを申し上げます。

私は、この分野は初めてでございますけれども、考えてみますと、富める人も貧しい人も、健康な人も健康でない人も、すべての国民が関心を持つ行政でございますので、精いっぱい勉強してまいりたいと思っております。

森副大臣、谷畑副大臣そして佐々木大臣政務官ともども、大臣をお支え申し上げまして一生懸命頑張っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。ありがとうございます。(拍手)

○中山委員長 次に、佐々木厚生労働大臣政務官。

○佐々木大臣政務官 このたび、厚生労働大臣政務官に就任いたしました佐々木知子でございます。

森、谷畑両副大臣及び竹本大臣政務官とともに最大限努力してまいります所存でございますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。(拍手)

○中山委員長 次に、内閣提出、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。坂口厚生労働大臣。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○坂口国務大臣 ただいま議題となりました感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

本年三月から七月にかけて、世界各国で蔓延をいたしました重症急性呼吸器症候群を初めとした海外における感染症の発生状況、国際交流の進展による人や物の移動の活発化及び迅速化など、環境の変化に伴い、感染症対策の充実が要請されております。

このため、国内への病原体の侵入を防止するための水際対策、緊急時における国内での感染症対

策及び動物由来感染症対策の強化等について定め、総合的な感染症予防対策の推進を図ることとし、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、最も重篤な感染症であります「類感染症」として、重症急性呼吸器症候群及び痘瘡を追加することとしております。

第二に、厚生労働大臣は、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするため緊急の必要があると認めるときは、みずから積極的疫学調査を行うことができることとしております。

第三に、動物由来感染症対策の強化の一環として、動物の輸入に係る届け出制度を創設することとしております。

第四に、厚生労働大臣は、感染症の発生を予防し、または蔓延を防止するため、緊急の必要があると認める場合は、都道府県知事等に対し、必要な指示をすることができることとしております。

第五に、検疫感染症の病原体に感染したおそれのある者に対し、入国後一定の期間、健康状態の報告を求めるなど、検疫所が行う水際対策と都道府県知事等が行う国内感染症対策の強化を図っていくこととしております。

このほか、感染症予防対策の推進に関し、必要な事項を定めることとしております。

最後に、この法律の施行期日は、一部の事項を除き、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行することとしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。以上で趣旨の説明は終わりました。

○中山委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。次回は、明三日金曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時二十二分散会

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律案

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正)

第一条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十六条」を「第五十六条の二」に、「第六十四条」を「第六十三条の二」に、「第六十九条」を「第七十条」に改める。

第五条の次に次の一条を加える。

(獣医師等の責務)

第五条の二 獣医師その他の獣医療関係者は、感染症の予防に関し国及び地方公共団体が講ずる施策に協力するとともに、その予防に寄与するよう努めなければならない。

2 動物等取扱業者(動物又はその死体の輸入、保管、貸出し、販売又は遊園地、動物園、博覧会の会場その他不特定かつ多数の者が入場する施設若しくは場所における展示を業として行う者をいう)は、その輸入し、保管し、貸出しを行い、販売し、又は展示する動物又はその死体が感染症を人に感染させることがないように、感染症の予防に関する知識及び技術の習得、動物又はその死体の適切な管理その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第六条第一項中「四類感染症」の下に「五類感染症」を加え、同条第二項中「クリミア・コンゴ出血熱」の下に「重症急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る)」、痘瘡」を加え、同条第十三項を第十四項とし、第六項から第十二項までを一項ずつ繰り下げ、同条第五項中「四類感染症」を「五類感染症」に改め、「インフルエンザ」の下に「(高

病原性鳥インフルエンザを除く)」を加え、「黄熱、Q熱、狂犬病」を「(E型肝炎及びA型肝炎を除く)」に改め、「マラリア」を削り、「疾病」の下に「(四類感染症を除く)」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 この法律において「四類感染症」とは、E型肝炎、A型肝炎、黄熱、Q熱、狂犬病、高病原性鳥インフルエンザ、マラリアその他の既に知られている感染性の疾病であつて、動物又はその死体、飲食物、衣類、寝具その他の物件を介して人に感染し、国民の健康に影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。

第九条第二項第十号中「における」の下に「感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策」を、「連絡体制」の下に「の確保を含む」を加える。

第十条第二項第三号中「における」の下に「感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策」を、「確保」の下に「を含む」を加える。

第十二条第一項第一号中「又は三類感染症」を「三類感染症又は四類感染症」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 厚生労働省令で定める五類感染症の患者(厚生労働省令で定める五類感染症の無症状病原体保有者を含む)

第十三条第一項中「エボラ出血熱、マールブルグ病その他の」を削り、「又は三類感染症のうちエボラ出血熱、マールブルグ病その他の」に改める。

第十四条第一項及び第二項中「四類感染症」を「五類感染症」に改める。

第十五条第一項中「都道府県知事は、」の下に「感染症の発生を予防し、又は」を加え、「若しくは四類感染症」を「四類感染症若しくは五類感染症」に、「又は新感染症の所見がある者を

「新感染症の所見がある者又は感染症を人に感染させるおそれがある動物若しくはその死体の所有者若しくは管理者」に改め、同条第七項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「と

きは、」の下に「他の都道府県知事又は」を、「厚生労働大臣」の下に「感染症の治療の方法の研究、感染症の病原体の検査その他の」を加え、「研究」を「試験研究又は検査」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「若しくは四類感染症」を「四類感染症若しくは五類感染症」に、「又は新感染症の所見がある者」を「新感染症の所見がある者又は感染症を人に感染させるおそれがある動物若しくはその死体の所有者若しくは管理者」に、「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 厚生労働大臣は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の患者、疑似症患者及び無症状病原体保有者、新感染症の所見がある者又は感染症を人に感染させるおそれがある動物若しくはその死体の所有者若しくは管理者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることができる。

第十五条の次に次の一条を加える。

(検疫所長との連携)

第十五条の二 都道府県知事は、検疫法(昭和二十六年法律第二百一十一号)第十八条第三項(同法第三十四条の規定に基づく政令によつて準用される場合を含む)の規定により検疫所長から健康状態に異状を生じた者に対し指示した事項その他の厚生労働省令で定める事項の通知(同法第三十四条の二第三項の規定によ

る)を受けることとする。

り実施される場合を含む。）を受けたときは、当該都道府県の職員に、当該健康状態に異状を生じた者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることができる。

2 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の規定により実施された質問又は必要な調査の結果を厚生労働大臣に報告しなければならない。

3 前条第四項の規定は、都道府県知事が当該職員に第一項に規定する措置を実施させる場合について準用する。

第二十七条第一項中「又は三類感染症」を、「三類感染症又は四類感染症」に改め、同条第二項中「又は三類感染症」を、「三類感染症又は四類感染症」に、「指示する」を「指示し、又は当該都道府県の職員に消毒させる」に改める。

第二十八条第一項中「又は三類感染症」を、「三類感染症又は四類感染症」に改め、同条第二項中「又は三類感染症」を、「三類感染症又は四類感染症」に、「指示する」を「指示し、又は当該都道府県の職員に当該ねずみ族、昆虫等を駆除させる」に改める。

第二十九条第一項中「又は三類感染症」を、「三類感染症又は四類感染症」に改め、同条第二項中「又は三類感染症」を、「三類感染症又は四類感染症」に改め、「職員に」の下に「消毒」を加える。

第三十五条第一項中「若しくは三類感染症」を、「三類感染症若しくは四類感染症」に改め、「あつた場所」の下に、「当該感染症を人に感染させるおそれがある動物がいる場所若しくはいた場所、当該感染症により死亡した動物の死体がある場所若しくはあつた場所」を、「無症状病原体保有者」の下に「若しくは当該感染症を人に感染させるおそれがある動物若しくはその死体の所有者若しくは管理者」を加える。

第三十六条第一項及び第五十条第三項中「第二十七条第一項」の下に「若しくは第二項」を、「第二十八条第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

加える。

第五十一条の次に次の一条を加える。

（厚生労働大臣の指示）

第五十一条の二 厚生労働大臣は、新感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第四十五条第一項、第四十六条第一項、第三項若しくは第四項、第四十七條、第四十八條第一項若しくは第四項又は第五十条第一項の規定により都道府県知事が行う事務に関し必要な指示をすることができ

2 厚生労働大臣は、前項の規定により都道府県知事に対して指示をしようとするときは、厚生科学審議会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、厚生科学審議会の意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

3 前項ただし書に規定する場合において、厚生労働大臣は、速やかに、その指示した措置について厚生科学審議会に報告しなければならない。

第五十四条中「第十三条第一項」を「感染症を人に感染させるおそれが高いものとして」に改め、「のうち政令で定めるもの」を削り、同条第一号中「第十三条第一項に規定する」を削る。

第五十五条第一項中「第十三条第一項の政令で定める感染症のうち」を削り、「もの」を「感染症」に改める。

第五十六条第一項中「第十三条第一項」を「同条第一項」に、「同条」を「第十三条」に、「同項」を「同条第一項」に改め、第八章中同条の次に次の一条を加える。

（輸入届出）
第五十六条の二 動物指定動物を除く。）のうち感染症を人に感染させるおそれがあるものとして厚生労働省令で定めるもの又は動物の死体のうち感染症を人に感染させるおそれがあるものとして厚生労働省令で定めるもの

（以下この条及び第六十九条第九号において「届出動物等」という。）を輸入しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該届出動物等の種類、数量その他厚生労働省令で定める事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、輸出国における検査の結果、届出動物等ごとに厚生労働省令で定める感染症にかかつていない旨又はかかつていない旨がない旨その他厚生労働省令で定める事項を記載した輸出国の政府機関により発行された証明書又はその写しを添付しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、届出動物等の輸入の届出に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第五十八條第一号中「規定の下に」第十五条第二項を除く。）を加え、同条中第九号を第十一号とし、第五号から第八号までを二号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の二号を加える。

五 第二十七条第二項の規定による消毒第五十条第一項の規定により実施される場合を含む。）に要する費用

六 第二十八条第二項の規定によるねずみ族、昆虫等の駆除（第五十条第一項の規定により実施される場合を含む。）に要する費用

第六十一条第二項中「第五十八條第八号」を「第五十八條第十号」に、「第九号」を「第十一号」に改め、同条第三項中「第七号」を「第九号」に改める。

第六十三条第一項中「若しくは三類感染症」を「三類感染症若しくは四類感染症」に改め、同条第二項及び第三項中「又は三類感染症」を「三類感染症又は四類感染症」に改め、同条に次の一項を加える。

4 前三項の規定は、都道府県知事が、第二十七条第二項に規定する消毒、第二十八条第二項に規定するねずみ族、昆虫等の駆除又は第

二十九条第二項に規定する消毒の措置を当該職員に実施させた場合について準用する。

第十章中第六十四条の前に次の一条を加える。

（厚生労働大臣の指示）

第六十三条の二 厚生労働大臣は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、この法律（第七章を除く。）又はこの法律に基づく政令の規定により都道府県知事が行う事務に関し必要な指示をすることができ

第六十四条第一項中「除く。」の下に「及び前条」を加える。

第六十五条の二（中）を除く。）の下に、「第三十八條（第一項を除く。）」を加える。

第六十七條第一項中「五十万円」を「百万円」に改め、同条第二項中「の規定による質問若しくは調査」を「若しくは第十五条の二第一項の規定による質問若しくは調査」に改める。

第六十八條中「三十万円」を「五十万円」に改める。

第六十九條中「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第七号を同条第八号とし、同条第六号中「に対して」の下に「答弁をせず、若しくは」を加え、同号を同条第七号とし、同条中第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 第十五条の二第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による当該職員の調査を拒み、妨げ若しくは忌避した者

又は人の業務に関し、前条第八号又は第九号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

(検疫法の一部改正)

第二条 検疫法(昭和二十六年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

四 前三号に掲げるもののほか、国内に常在しない感染症のうちその病原体が国内に侵入することを防止するためその病原体の有無に関する検査が必要なものとして政令で定めるもの

第十八条後段を削り、同条に次の二項を加える。

2 前項の場合において、検疫所長は、検疫感染症の病原体に感染したおそれのある者で停留されないものに對し、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第二条第五号に規定する旅券の呈示を求め、当該者の国内における居所、連絡先及び氏名並びに旅行の日程その他の厚生労働省令で定める事項について報告を求め、同項の規定により定めた期間内において当該者の体温その他の健康状態について報告を求め、若しくは質問を行い、又は検疫官をしてこれらを行わせることができる。

3 検疫所長は、前項の規定による報告又は質問の結果、健康状態に異状を生じた者を確認したときは、当該者に対し、保健所その他の医療機関において診察を受けるべき旨その他検疫感染症の予防上必要な事項を指示するとともに、当該者の居所の所在地を管轄する都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長とする。第二十六条の三において同じ。)に当該指示した事項その他の厚生労働省令で定める事項を通知しなければならぬ。

第十九条第一項及び第二項中「前条」を「前条

第一項」に改める。

第二十四条中「第四項及び第六項」を「から第五項まで及び第七項に改める。

第二十六条の二中「第六項」を「第七項に改める。

第二十六条の三中「第四項まで」を「第五項まで又は第七項」に改め、「又は同条第六項に規定する指定感染症(当該指定感染症について同法第十八条又は第十九条(同法第二十六条において準用する場合を含む。))の規定が適用される場合に限る。」及び「(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長とする。)」を削る。

第三十四条中「当該感染症について」の下に「第二條の二」を加える。

第三十四条の二第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「又は第二十六条の二」を「第二十六条の二又は前項」に改め、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する新感染症であつて同法第五十三条の規定により政令で定められる新感染症以外のものをいう。以下この条において同じ。」を削り、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

厚生労働大臣は、外国に新感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する新感染症であつて同法第五十三条の規定により政令で定められる新感染症以外のものをいう。以下この条において同じ。)が発生した場合において、当該新感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、検疫所長に、当該新感染症にかかつていないと疑われる者に対する診察を行わせることができ、この場合において、検疫所長は、検疫官をして当該診察を行わせることができる。

第三十四条の五の次に次の一條を加える。

(経過措置)

第三十四条の六 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要なと判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第三十五条中「五十万円」を「百万円」に改める。

第三十六条中「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第三号中「に對し、」の下に「答弁をせず、又は」を加え、同条第四号から第六号までの規定中「第三十四条の二第二項」を「第三十四条の二第三項」に改め、同条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 第十八条第二項の規定による旅券の呈示(第三十四条の二第三項の規定により実施される場合を含む。)をせず、又は報告(同項の規定により実施される場合を含む。)をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは質問(同項の規定により実施される場合を含む。)に對し、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第三十六条に次の一号を加える。

十 第三十四条の二第一項の規定により検疫所長又は検疫官が行う診察を拒み、妨げ、又は忌避した者

第三十七条第二号中「第三十四条の二第三項」を「第三十四条の二第四項」に改め、同条第三号中「第三十四条の二第二項」を「第三十四条の二第三項」に改める。

第三十九条中「前四条」を「第三十五条から前条まで」に、「外」を「ほか」に改め、同条ただし書を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、第一条

中感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十六条の次に一條を加える改正規定及び同法第六十九条に一号を加える改正規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行前に行われた医師の診断に係る第一条の規定による改正前の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第十二条第一項の規定による届出については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第五条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第一百四号)の項中「を」を除く。の下に「第三十八条第一項を除く。」を加える。

(医療法の一部改正)

第六条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第七條第二項第二号中「同条第七項」を「同条第八項」に改める。

(外国軍用艦船等に関する検疫法特例の一部改正)

第七條 外国軍用艦船等に関する検疫法特例(昭和二十七年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

第六條から第八條までの規定中「第三十四条

の二第二項」を「第三十四条の二第三項」に改める。

(保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に関する特別措置法の一部改正)

第八条 保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に関する特別措置法(昭和三十九年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「第七号」を「第九号」に改める。

(沖縄振興特別措置法の一部改正)

第九条 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

別表第十五項中「第六条第十二項」を「第六条第十三項」に、「同条第十三項」を「同条第十四項」に改める。

理由

最近の海外における感染症の発生の状況、国際交流の進展、保健医療を取り巻く環境の変化等を踏まえ、総合的な感染症予防対策の推進を図るため、措置の対象となる感染症の類型について見直しを行い、緊急時における国の指示に関する事項等を定めるとともに、感染症を人に感染させるおそれがある動物等について輸入の届出の措置等を講じ、あわせて検疫感染症の病原体に感染したおそれのある者について健康状態の報告等を求める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十五年十月八日印刷

平成十五年十月九日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

A